

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

改訂日：令和元年 9 月 12 日

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室
(内線 2474, 2496, 2498)

平成30年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

令和元年8月
厚生労働省医薬・生活衛生局

改訂日:令和元年9月12日

令和元年8月28日に公表した平成30年度輸入食品監視指導結果の内容について、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

修正箇所	正	誤
6項2行目	11.6%	11.7%
6項7行目	3.2%	3.21%
9項16行目	1.85%	1.86%
34項 表13 構成比	44.2	44.4
34項 表13 構成比	55.0	54.9

平成 30 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 30 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 248 万件、輸入重量で約 3,417 万トンでした。また、「平成 30 年度食料需給表」（農林水産省）によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）であり、熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっています。

このような状況の中、我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成 30 年 3 月 29 日に、平成 30 年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/yunyu_kanshi/index.html



1. 平成 30 年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給工程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国段階、輸入時段階及び国内流通段階の 3 段階において安全性確保に係る措置を講ずる。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 30 年度計画：98,521 件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成 30 年 4 月 1 日時点：全輸出国対象の 17 品目及び 29 カ国・1 地域対象の 72 品目）
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

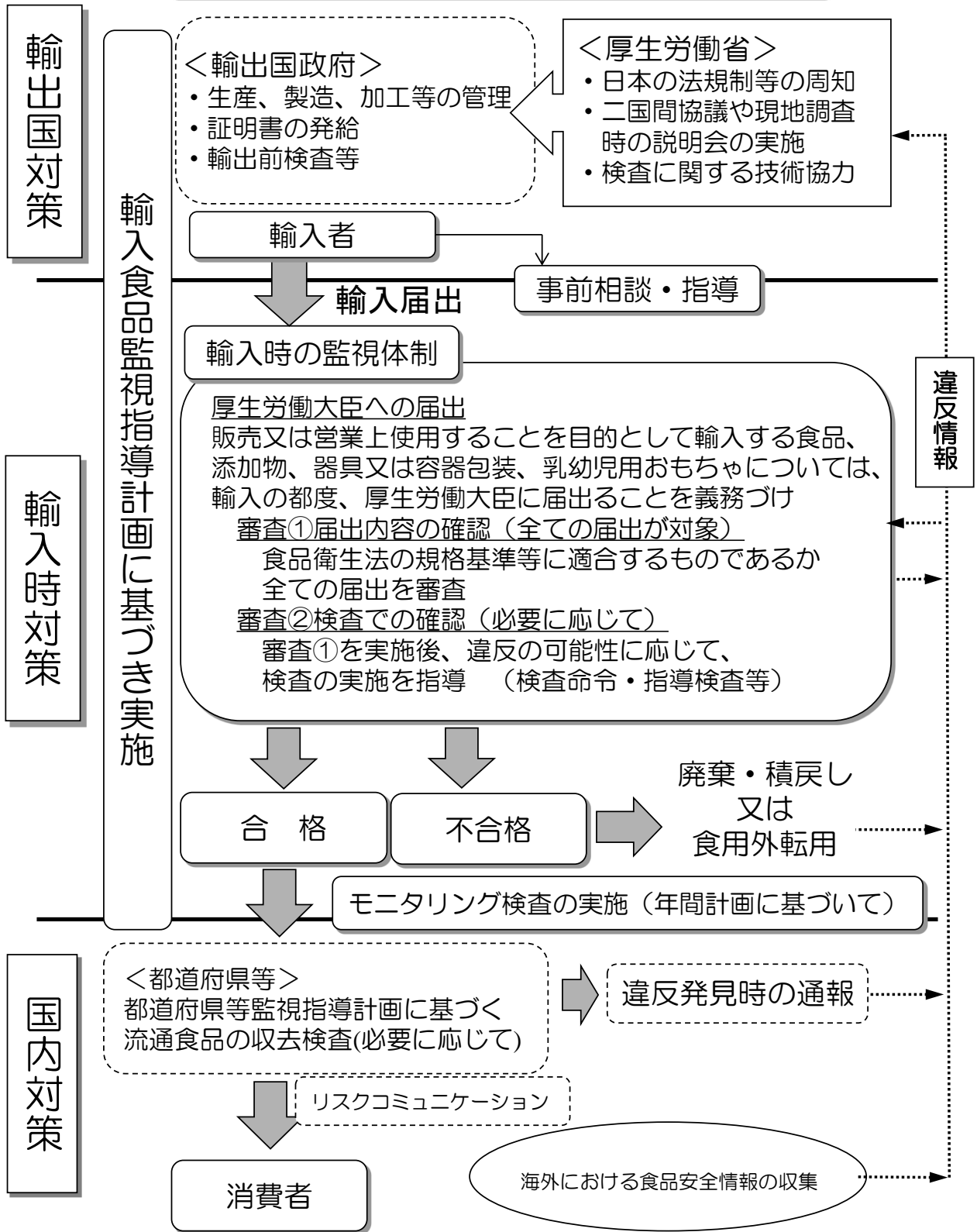
4 輸出国における安全対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による安全対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する我が国の食品安全規制の周知
- 輸出国への専門家の派遣、輸出国政府機関からの研修生の受け入れ等を通じた、輸出国における衛生対策に係る技術協力の実施

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の衛生管理に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

輸入食品の監視体制等の概要



2. 平成 30 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第 4 条に規定される、食品の安全性の確保のために必要な措置が輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない、との基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下の措置を講じた。

(1) 法第 27 条の規定に基づく輸入届出の審査

法第 27 条の規定に基づく輸入届出により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」という。)をはじめとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

平成 30 年度の輸入届出は、件数で 2,482,623 件、重量で 3,417 万トンであった。輸入届出のうち、206,594 件に対して検査を実施し、このうち 780 件(延べ 813 件)に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の 0.03%に相当する(表 1)。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第 28 条第 1 項の規定に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

平成 30 年度は 56,036 件(計画件数延べ 98,521 件に対し 99,920 件(実施率:約 101%))を実施し、このうち 149 件(延べ 152 件)に法違反が確認され(表 2)、回収、廃棄等の措置を講じた。

モニタリング検査で法違反が発見された食品等に対しては、輸出国における管理の状況を把握するため、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を 30%に引き上げて検査を実施し、法違反の食品等が輸入される可能性が低い(検査の強化を開始した日から 1 年間を経過して又は 60 件以上の検査を実施して、同様の違反事例がない)場合には、通常の監視体制とした(表 3)。また、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象とし(表 4)、健康被害が発生するおそれのあるアフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った(表 5)。

なお、平成 20 年 1 月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受



保税倉庫での検体採取

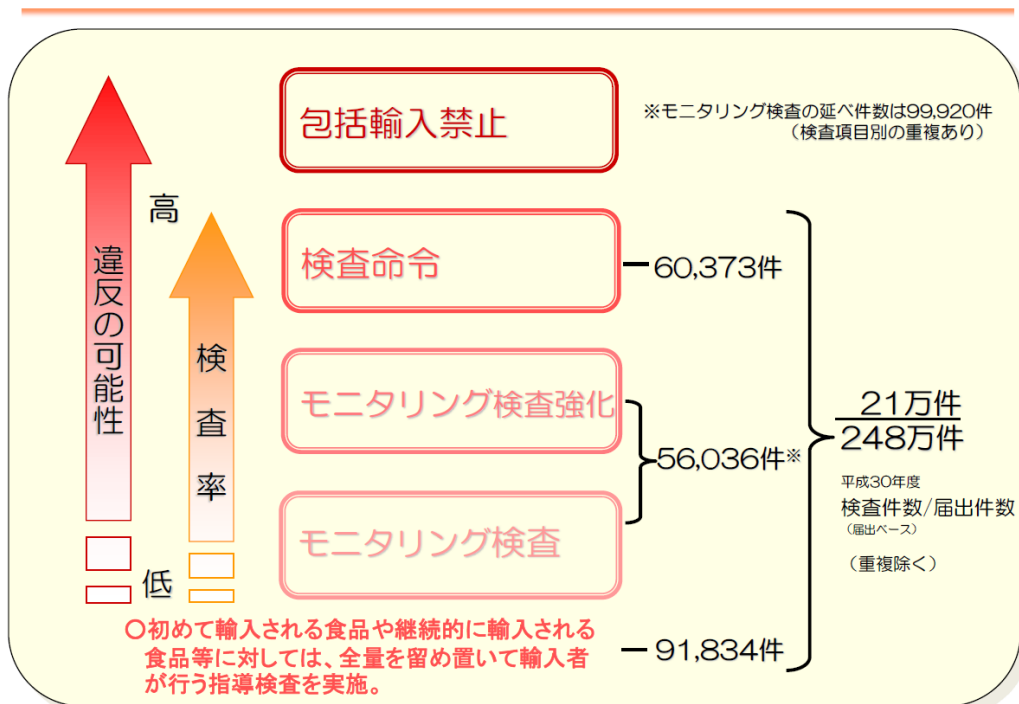
けて開始した加工食品の残留農薬検査については、平成 30 年度において 10,469 件を実施した結果、違反事例は認められなかった。

(3) 法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等、検査の項目等を定め、法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 31 年 3 月 31 日時点で、全輸出国が対象の 17 品目及び 32 カ国・2 地域が対象の 73 品目を検査命令の対象としており、平成 30 年度は、60,373 件（延べ 91,276 件）を実施し、このうち 213 件（延べ 213 件）に法違反が確認され（表 6）、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第 11 条違反（食品の成分規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）が 480 件、法第 6 条違反（アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等）が 229 件、法第 18 条違反（器具又は容器包装の規格）が 36 件、法第 10 条違反（指定外添加物の使用）が 30 件、法第 9 条違反（食肉の衛生証明書の不添付）が 4 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条（準用規定）違反が 1 件であった（表 7）。

また、検査分類別の内訳は、微生物に係る規格違反が 206 件（26.4%）（表 8-①）、有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が 187 件（24.0%）（表 8-②）、指定外添加物の使用及び添加物の使用基準違反が 108 件（13.8%）（表 8-③）、残留農薬に係る規格違反が 121 件（15.5%）（表 8-④）、腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反 45 件（5.8%）（表 8-⑤）、残留動物用医薬品に係る規格違反 26 件（3.3%）（表 8-⑥）、器具及び容器包装に係る規格違反 36 件（4.6%）（表 8-⑦）、その他 52 件（6.7%）（表 8-⑧）であった。

①微生物に係る規格違反状況（表 8-①）

国別延べ件数では、中国が 66 件（30.7%）、ベトナム 25 件（11.6%）、タイ 21 件（9.8%）と続いている。また、違反内容の多くは、冷凍食品の汚染の指標である微生物（細菌数、大腸菌群、E. coli）の 165 件（76.7%）であった。

②有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況（表 8-②）

国別延べ件数では、米国が 88 件（47.1%）、中国 28 件（15.0%）、イタリア 6 件（3.2%）と続いております、違反内容は、米国ではアーモンド、落花生、とうもろこし等のアフラトキシンの付着、中国では落花生のアフラトキシンの付着が多く、イタリアでは非加熱食肉製品のサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌やあんずのシアン化合物検出等であった。

また、違反内容の多くは、アフラトキシンの 155 件（82.9%）であり、次いでシアン化合物 12 件（6.4%）、メタノール 11 件（5.9%）であった。品目別では、アーモンド（アーモンド加工品含む）47 件（25.1%）、落花生（落花生加工品含む）43 件（23.0%）、とうもろこし（とうもろこし加工品を含む）16 件（8.6%）と続いている。

③指定外添加物の使用及び添加物の使用基準に係る違反状況（表 8-③）

国別延べ件数では、フランスが 13 件（11.4%）、タイ及び中国 12 件（10.5%）と続いております、違反内容は、フランスでは二酸化硫黄の過量残存やアズルビン等の指定外着色料の使用、タイでは二酸化硫黄の過量残存、中国ではサイクラミン酸の使用が多かった。

また、指定外添加物に係る違反の内容は、着色料（アズールブルーVX、アズルビン、カルミン、キノリンイエロー、パテントブルーV、）12 件（37.5%）、TBHQ 10 件（31.3%）、サイクラミン酸 7 件（21.9%）と続いております、添加物の使用基準違反の内容は、二酸化硫黄 27 件（32.9%）、着色料（アナトー色素、三二酸化鉄、食用赤色 40 号、食用黄色 5 号、銅クロロフィル）15 件（18.3%）、硫酸亜鉛 5 件（6.1%）と続いている。

④残留農薬に係る規格違反状況（表 8-④）

国別延べ件数では、中国が 42 件（32.1%）、ガーナ及びベトナム 15 件（11.5%）と続いております、違反内容は、中国ではたまねぎのチアメトキサム及びあさりのプロメトリンが最も多く、ガーナではカカオ豆の 2,4-D、ベトナムではオオバコエンドロのクロルピリホスが最も多かったです。

また、品目別では、カカオ豆 32 件（24.4%）、オオバコエンドロ 14 件（10.7%）、バナナ 13 件（9.9%）と続いております。

⑤腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反状況（表 8-⑤）

国別延べ件数では、米国が 15 件（33.3%）、タイ 10 件（22.2%）、オーストラリア及びカナダ 6 件（13.3%）と続いております、違反内容は、米国では小麦が最も多く、タイでは全て米であった。また、オーストラリアでは米が、カナダでは小麦が最も多かったです。

また、品目別では、米 19 件（42.2%）、小麦 13 件（28.9%）、コーヒー豆 4 件（8.9%）と続いております。

⑥残留動物用医薬品に係る規格違反状況（表 8-⑥）

国別延べ件数では、ベトナムが 17 件（65.4%）、インド 5 件（19.2%）と続いております、違反内容は、ベトナムではえびのエンロフロキサシンが最も多く、インドでは全てえびのフラゾリドンであった。

また、品目別では、えび 19 件（73.1%）、かわはぎ 3 件（11.5%）と続いております。

いる。

⑦器具、容器包装に係る規格違反状況（表 8-⑦）

国別延べ件数では、中国 26 件（61.9%）、韓国 6 件（14.3%）、フランス 5 件（11.9%）と続いており、材質別の違反内容は、中国及び韓国では合成樹脂が最も多く、フランスでは全て陶磁器であった。

⑧その他（表 8-⑧）

その他の違反事例の主なものは、食品添加物の成分規格 20 件、ミネラルウォーターの成分規格 11 件、冷凍食品の保存基準（保存温度）4 件、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準（殺菌温度）3 件などであった。

(5) 法第 8 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

法違反が相当程度あり、危害発生の防止のために必要であると認められる場合には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸入、販売を禁止することができることとなっている（包括的輸入禁止措置）。

平成 30 年度において、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針（ガイドライン）」（平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添）に基づき、検査命令等による直近 60 件の違反率が 5%を超えた輸入食品等について、輸出国等に対する改善の要請、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、輸入実績の確認を行い、フランス産ナチュラルチーズにおける腸管出血性大腸菌 026 汚染のおそれについて、国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収や輸入届出の保留等の措置を指示し、輸入時の監視体制を強化した。

また、カナダ産小麦に対しては安全性未審査の遺伝子組換え小麦に係る検査体制を構築した（表 9）。

(7) 輸出国における安全対策の推進

①二国間協議、現地調査（表 10）

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に対して当該食品の違反情報を提供し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。二国間協議の結果、フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ（リステリア・モノサイトゲネス）について、フランスにおける再発防止対策が確認されたことから、検査命令を解除した。

牛肉等の対日輸出プログラムの遵守状況（牛海綿状脳症（BSE）に係る対策）や残留農薬等に係る輸出国の衛生対策の推進等、輸出国における生産、加工段階での安全対策の確認について、必要に応じて専門家を派遣し、現地調査等を行った。

英国産牛肉については、対日輸出認定施設における現地調査にて、対日輸出プログラムが遵守されていることが確認されたことから、輸入を解禁した。

スペイン産牛肉については、スペイン政府と BSE に係る対策について協議を

実施するとともに、現地調査により対策等に関する情報を収集した。

アイルランド、カナダ及び米国産牛肉については、輸入時に係る月齢制限を撤廃するにあたり、対日輸出認定施設において分別管理が徹底されていることを確認した。

また、フィリピン産バナナについて、残留農薬に係る管理状況の確認のため、現地調査を実施した。

②輸出国事前調査（表 11）

問題発生 of 未然防止のため、輸出国での安全対策に関する調査として計画的に情報収集を実施し、必要に応じて現地調査を行った。

平成 30 年度においては、オーストラリア、オランダ、トルコ及び南アフリカについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。

また、調査に合わせ、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者や食品業者を対象にセミナーを開催した。

③日中食品安全推進イニシアチブ

平成 22 年 5 月、日中両国大臣により、「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検疫総局*との覚書」への署名が行われ、閣僚級会議及び実務者レベル協議・現地調査等を実施し、両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくこととなっている。

平成 30 年度は、11 月に第三回閣僚級会議（於日本）、3 月に実務者レベル協議及び現地調査（於中国）を行った。

第三回閣僚級会議では、二国間の覚書の修正に合意した他、これまでの日中双方の食品安全協力の総括を行うとともに、平成 30 年度の行動計画について合意した。

実務者レベル協議では、日本側からは、落花生のアフラトキシン、二枚貝の貝毒及び残留農薬について、中国国内及び輸出食品の衛生対策に係る関係機関の連携の下で、効果的かつ実効性のある再発防止策を講じるよう要請するとともに、引き続き我が国に輸出する食品の安全性を確保するよう要請した。

※ 現海関総署

④技術協力

パラグアイでのごまの種子に係る残留農薬対策のため、長期専門家を派遣した。

インドネシアにおいて問題が生じた際に迅速な情報収集・分析・対応を行える体制の構築を支援するため、長期専門家を派遣した。

また、厚生労働省本省、検疫所、輸入食品・検疫検査センター等で、輸出国政府機関からの研修生を受け入れ、日本の輸入食品監視体制等について説明し、意見交換を行った。

(8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導（輸入相談）の実施を通じて、輸入食品等の自主的な安全管理の推進を図ることとなっている。

平成 30 年度は、全国の検疫所、関係団体が開催



検疫所による説明会

する講習会及び研修会において、130回の説明を実施し、延べ3,374人の関係者の参加を得た。

また、20,736件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しないことが判明した件数が384件（延べ509件）であった（**表12**）。

法に適合しなかった輸入前指導（輸入相談）件数の条文別内訳は、法第11条が242件、法第10条が165件、法第6条が2件、法第9条が2件であった（**表13**）。

また、国別の違反該当内容数では、米国72件（14.1%）、中国54件（10.6%）、韓国34件（6.7%）と続いている（**表14**）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

違反率について比較すると、輸入時は0.03%、輸入前指導（輸入相談）時は1.85%であり、輸入前指導（輸入相談）により、法違反に該当する食品等の輸入を効果的に防止することができた。

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った（**表15**）。

(10) 国民への情報提供

食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成31年2月に、東京及び大阪にて、輸入食品等の監視指導の状況、監視指導計画の内容等を消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 30 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 (%)
2,482,623	3,417	206,594 (60,373) ^{※4}	8.3	780 ^{※3} (213) ^{※4}	0.03 ^{※2} (0.35) ^{※4}
(前年度実績) 2,430,070	3,375	200,233	8.2	821	0.03 ^{※2}

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 延べ件数(検査項目別の件数)は 813 件

※4 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 30 年度)

食品群	検査項目 ^{※1}	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	2,251	0
	残留農薬	1,221	1,606	0
	添加物	118	200	0
	病原微生物	657	679	0
	成分規格等	385	357	0
	放射線照射	29	32	0
	SRM除去	-	1,865	3
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,266	2,360	1
	残留農薬	1,637	1,855	0
	添加物	1,247	1,499	0
	病原微生物	3,704	4,001	0
	成分規格等	2,057	2,364	7
	カビ毒	-	4	0
	放射線照射	-	3	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,057	2,185	0
	残留農薬	1,458	1,808	0
	添加物	297	314	0
	病原微生物	1,194	1,453	0
	成分規格等	324	345	0
	遺伝子組換え食品	59	78	0
	放射線照射	64	58	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,873	4,267	0
	残留農薬	3,423	4,116	0
	添加物	1,594	2,083	1
	病原微生物	3,851	4,045	1
	成分規格等	5,825	5,777	45
	カビ毒	-	1	0
	放射線照射	-	9	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,170	2,860	1
	残留農薬	9,999	10,695	38
	添加物	534	572	3
	病原微生物	1,434	1,604	0
	成分規格等	355	354	0
	カビ毒	2,297	2,430	9
	遺伝子組換え食品	443	450	0
放射線照射	119	131	0	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	299	504	0
	残留農薬	7,040	8,494	13
	添加物	4,761	5,381	1
	病原微生物	2,210	2,268	0
	成分規格等	3,518	4,204	14
	カビ毒	2,535	2,773	3
	遺伝子組換え食品	302	324	0
放射線照射	448	469	0	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	1	0
	残留農薬	1,074	1,204	0
	添加物	3,883	4,197	4
	病原微生物	-	2	0
	成分規格等	1,196	799	5
	カビ毒	656	688	0
	遺伝子組換え食品	-	3	0
放射線照射	-	7	0	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	151	0
	添加物	1,075	1,165	1
	成分規格等	657	669	0
	カビ毒	118	137	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,769	2
総計(延数)		98,521 ^{※2}	99,920 ^{※3} 実施率約101%	152 ^{※3}

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌 O26、O103、O104、O111、O121、O145 及び O157、リステリア・モノサイトゲネス等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群等(病原微生物を除く))、貝毒等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 各食品群の年度計画数に検査強化食品分として計画した 10,000 件を加算した件数

※3 検査項目別の件数。届出別の件数は 56,036 件、違反件数は 149 件

表 3 モニタリング検査強化品目※¹(平成 30 年度)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	赤とうがらし	BHC
		クロルプロファム
		プロピコナゾール
	えだまめ	ジフェノコナゾール
		ハロキシホップ
	おくら	ハロキシホップ
	菊の花	クロルピリホス
	さといも	クロルピリホス
	しそ	アトラジン
		チアクロプリド
	ステムレタス	ジメトモルフ
	そば	ハロキシホップ
	菜の花	ハロキシホップ
	にんじん	チアメキサム
	ハスの種子	アフラトキシン
	パセリ	クロルフェナピル
	蜂の子加工品	テトラサイクリン
	ブロッコリー	ハロキシホップ
		プロシミドン
メトラクロール		
養殖フウセイ	エンロフロキサシン	
タイ	きだちとうがらし	プロピコナゾール
	キンツアイ(芹菜)	フェントエート
	コエンドロ(コリアンダー)	プロフェノホス
	中国ブロッコリー(カイラン)	ジメトモルフ
		テブコナゾール
		トルフェンピラド
	ドリアン	メタラキシル及びメフェノキサム
	未成熟えんどう	フェンプロバトリン
ゆでがに(生食用)	腸炎ビブリオ※ ²	
ベトナム	赤とうがらし	イソプロチオラン
		プロピコナゾール
	オオバコエンドロ	プロフェノホス
		ヘキサコナゾール
	ドラゴンフルーツ	メタラキシル及びメフェノキサム
	ふくろたけ	クロルピリホス
茶	トリアゾホス	
インド	クミンの種子	イプロベンホス
	コエンドロ	トリアゾホス
	にんにく	イミダクロプリド

対象国・地域	対象食品	検査項目
インド	フェネグリークの種子	アフラトキシン
	フェネルの種子	トリアゾホス
ガーナ	カカオ豆	2, 4-D
		クロルピリホス
		シペルメリン
チリ	キウイ	フェンヘキサミド
	ぶどう	プロフェノホス
	ぶどうの葉	インドキサカルブ
米国	グレープフルーツ	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン
	セロリ	ビフェントリン
	ラズベリー	エトキサゾール
ペルー	キノア	メタミドホス
	チアシード	ハロキシホップ
	とうもろこし	メタミドホス
エチオピア	ごまの種子	2, 4-D
		ベンダイオカルブ
オーストラリア	そら豆	フルキンコナゾール
	りんごジュース	パツリン
トルコ	アーモンド加工品	アフラトキシン
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン
ネパール	赤とうがらし	エチオン
		トリアゾホス
フィリピン	バナナ	ビフェントリン
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ ^{※3}
フランス	パースニップ	シプロジニル
	りんごジュース	パツリン
ロシア	そば	ハロキシホップ
	はちみつ	クロラムフェニコール
イタリア	アーモンド加工品	アフラトキシン
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
エクアドル	アメリカサトイモ	イマザリル
オランダ	キャベツ	ペンシクロン
韓国	養殖さけ・ます	オキシテトラサイクリン
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス
シリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
スーダン	ごまの種子	2, 4-D
スペイン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
セルビア	パセリ	クロルピリホス

対象国・地域	対象食品	検査項目
台湾	蜂の子	オキシテトラサイクリン
ニュージーランド	ピーマン	エトキサゾール
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
ハンガリー	はちみつ	クマホス
ブラジル	いんげん豆	ハロキシホップ
ブルキナファソ	ごまの種子	イミダクロプリド
ベルギー	チョコリ	ジメモルフ
ポーランド	パセリ	ポスカリド
メキシコ	赤とうがらし	プロピコナゾール

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

※2 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 30 年 6 月～10 月)

※3 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 30 年 6 月～10 月)

表 4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(平成 30 年度)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	しょうが	チアメトキサム
	にんにくの茎	プロシミドン
ベトナム	オオバコエンドロ	クロルピリホス
		シペルメトリン
ガーナ	カカオ豆	フェンバレレート
ケニア	コーヒー豆	2,4-D
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス
フィリピン	バナナ	フィプロニル
ベネズエラ	カカオ豆	シペルメトリン

表 5 直ちに検査命令へ移行した品目(平成 30 年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	ひまわりの種子	アフラトキシン
	もろこし(こりゃん)	アフラトキシン
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O26
		腸管出血性大腸菌 O111
アルゼンチン	チアシード	アフラトキシン
インド	とうもろこし	アフラトキシン
インドネシア	まぐろ(製造者限定)	サルモネラ属菌
オーストラリア	とうもろこし	アフラトキシン
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	クドア・セプテンpunkタータ
タイ	きのこ	クロルピリホス
ネパール	とうもろこし	アフラトキシン
パレスチナ(ヨルダン川 西岸及びガザ)	アーモンド加工品	アフラトキシン
ベトナム	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
ミャンマー	ごまの種子	アフラトキシン

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 30 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数	
全輸出国 (17 品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生	アフラトキシン	12,793	116	
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	377	5	
	すじこ	亜硝酸根	183	0	
中国 (19 品目)	あさり、野菜(えだまめ、しょうが、たまねぎ、にんにくの茎、ブロッコリー、ほうれんそう、未成熟えんどう)、ライチ	エンドリン、チアマトキサム、ディルドリン、プロシミドン、プロメトリン、ジフェノコナゾール等	25,004	18	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	9,459	0	
	全ての加工食品	サイクラミン酸	629	0	
	鰻、スッポン	エンロフロキサシン、オキシリニック酸、スルファジミジン	103	1	
	ハスの種子、ひまわりの種子、もろこし(こうりゃん等)	アフラトキシン	54	1	
韓国 (12 品目)	二枚貝	下痢性貝毒・麻痺性貝毒	158	0	
	青とうがらし、トマト、パプリカ、ミニトマト	クロルピリホス、フルキンコナゾール	57	0	
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	4	0	
	あかがい	腸炎ビブリオ	1	0	
タイ (10 品目)	おくら、グリーンアスパラガス、マンゴー、バナナ、マンゴスチン	EPN、イマザリル、クロルピリホス、シベルメトリン、プロピコナゾール	1,372	0	
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	41	0	
米国 (8 品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	3,325	16	
	セロリ	ビフェントリン	524	0	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	6	0	
イタリア (6 品目)	アーモンド加工品	アフラトキシン	139	0	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	36	0	
	うるち米	ピリミホステル	28	0	
フィリピン (6 品目)	おくら、バナナ、マンゴー	クロルピリホス、シベルメトリン、テブフェノジド、フィプロニル、フェントエート等	2,502	4	
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	251	2	
ベトナム (6 品目)	いか、えび、かわはぎ	エンロフロキサシン、クロラムフェニコール、スルファジアジン、フラゾリドン	30,033	17	
	全ての加工食品	サイクラミン酸	161	0	
	水産食品	赤痢菌	8	0	
	オオバコエンドロ	クロルピリホス	2	1	
その他(29 カ国・2 地域、総品目 55)			4,026	32	
総 計			(延数) ^{※1}	91,276	213
			(実数) ^{※2}	60,373	213

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表 7 条文別違反状況(平成 30 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	229(延数) 229(実数)	28.2	アーモンド、乾燥いちじく、乾燥なつめやし、香辛料、ごまの種子、チアシード、とうもろこし、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ひまわりの種子、ブラジルナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、有毒魚類の混入、生食用まぐろからのサルモネラ属菌の検出、ブランデー等からのメタノールの検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	4(延数) 4(実数)	0.5	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	32(延数) 30(実数)	3.9	指定外添加物(TBHQ、アズールブルーVX、アゾルビン、アミド化ペクチン、カルミン、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、ホウ酸)の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	505(延数) 480(実数)	62.1	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、二酸化硫黄、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	42(延数) 36(実数)	5.2	材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	1(延数) 1(実数)	0.1	おもちゃの規格違反
総計	813(延数) ^{※1} 780(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-① 微生物に係る規格違反状況(平成 30 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}
中国	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(7)、E. coli(6)、細菌数(3)	66
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(5)、細菌数(3)、E. coli(3)	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(4)、細菌数(2)、E. coli(2)	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(5)、細菌数	
	冷凍食品(豆類)	細菌数(4)、E. coli	
	加熱食肉製品	大腸菌群(3)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物(3)	
	冷凍食品(畜産物)	大腸菌群、細菌数、E. coli	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群、E. coli	
	冷凍食品(えび)	細菌数(2)	
	冷凍食品(貝類)	E. coli(2)	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	魚介類卵加工品	大腸菌群	
	ゆでだこ	大腸菌群	
	冷凍食品(穀類)	細菌数	
ベトナム	冷凍食品(えび)	E. coli(4)、細菌数(2)、大腸菌群	25
	粉末清涼飲料	大腸菌群(2)、細菌数(2)	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)	
	冷凍食品(魚類)	E. coli(2)、大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	細菌数(2)	
	原料用果汁	大腸菌群	
	ゆでだこ	大腸菌群	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	
	タイ	冷凍食品(えび)	
冷凍食品(魚類)		大腸菌群(3)、E. coli	
加熱食肉製品		E. coli(2)	
魚肉ねり製品		大腸菌群(2)	
生食用冷凍鮮魚介類		大腸菌群(2)	
冷凍食品(果実)		大腸菌群(2)	
原料用果汁		大腸菌群	
氷菓		大腸菌群	
容器包装詰加圧加熱殺菌食品		発育し得る微生物	
冷凍食品(その他の食品)		細菌数	
冷凍食品(野菜)		大腸菌群	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}
韓国	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(4)、細菌数(2)	17
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物(4)	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	
	アイスクリーム	大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	細菌数	
	冷凍食品(穀類)	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
台湾	魚肉ねり製品	大腸菌群(7)	12
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群、細菌数	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	細菌数	
インドネシア	冷凍食品(えび)	E. coli(2)、細菌数(2)、大腸菌群	8
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)	
米国	粉末清涼飲料	大腸菌群(2)、細菌数(2)	8
	アイスクリーム	大腸菌群	
	氷菓	大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
	冷凍食品(穀類)	細菌数	
イタリア	冷凍食品(その他の食品)	E. coli(4)、細菌数	7
	アイスマルク	大腸菌群	
	冷凍食品(穀類)	E. coli	
パキスタン	冷凍食品(穀類)	E. coli(3)、細菌数(3)	6
フランス	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(3)	6
	アイスマルク	大腸菌群	
	バター	大腸菌群	
	冷凍食品(穀類)	大腸菌群	
マレーシア	粉末清涼飲料	大腸菌群、細菌数	6
	冷凍食品(果実)	大腸菌群、細菌数	
	冷凍食品(穀類)	細菌数(2)	
フィリピン	冷凍食品(その他の食品)	E. coli(3)	5
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	
ベルギー	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(3)、細菌数	5
	アイスクリーム	大腸菌群	
インド	冷凍食品(野菜)	E. coli(2)、細菌数	4
	冷凍食品(豆類)	E. coli	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}
チリ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(4)	4
イスラエル	粉末清涼飲料	大腸菌群、細菌数	2
カナダ	魚介類卵加工品	大腸菌群(2)	2
スリランカ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群、細菌数	2
英国	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数	1
エクアドル	冷凍食品(野菜)	E. coli	1
オーストラリア	生食用かき	細菌数	1
ニュージーランド	冷凍食品(野菜)	E. coli	1
ハンガリー	冷凍食品(穀類)	E. coli	1
フィンランド	粉末清涼飲料	細菌数	1
メキシコ	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1
モーリシャス	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1
ロシア連邦	粉末清涼飲料	細菌数	1
総計		(延数) ^{※1}	215
		(実数) ^{※2}	206

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-② 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(平成 30 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}
米国	アーモンド	アフラトキシン(45)	88
	落花生	アフラトキシン(14)	
	とうもろこし	アフラトキシン(12)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(5)	
	ミックснаッツ	アフラトキシン(4)	
	乾燥いちじく	アフラトキシン(3)	
	菓子類	アフラトキシン	
	乾燥なつめやし	アフラトキシン	
	種実類の調整品	アフラトキシン	
	ピーナッツバター	アフラトキシン	
	チョコレート	アフラトキシン	
中国	落花生	アフラトキシン(21)	28
	チョコレート	アフラトキシン(2)	
	ひまわりの種子	アフラトキシン(2)	
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン	
	雑穀	アフラトキシン	
	健康食品	シアン化合物	
イタリア	非加熱食肉製品	サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌	6
	あんず	シアン化合物	
	チョコレート	シアン化合物	
	ピスタチオナッツペースト	アフラトキシン	
	ブランデー	メタノール	
インド	とうもろこし粉	アフラトキシン(2)	5
	ナツメグ	アフラトキシン(2)	
	落花生	アフラトキシン	
スペイン	菓子類	アフラトキシン(2)	5
	アーモンド	アフラトキシン	
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	
ブルガリア	ブランデー	メタノール(5)	5
インドネシア	野菜の調整品	シアン化合物(2)	4
	調味料	アフラトキシン	
	生食用冷凍鮮魚介類	サルモネラ属菌	
ドイツ	ブランデー	メタノール(3)	4
	その他の蒸留酒	メタノール	
フランス	アップルジュース	パツリン	4
	ピスタチオナッツペースト	アフラトキシン	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}
フランス	ブランデー	メタノール	
	ブルーベリー加工品	放射性物質	
パキスタン	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン(2)	4
	あんずの種子	シアン化合物	
	種実類の調整品	シアン化合物	
南アフリカ共和国	落花生	アフラトキシン(4)	4
タイ	ハトムギ	アフラトキシン	3
	ミックスマツ	アフラトキシン	
	落花生	アフラトキシン	
オーストラリア	アップルジュース	パツリン	2
	とうもろこし粉	アフラトキシン	
マレーシア	菓子類	シアン化合物	2
	チョコレート	アフラトキシン	
トルコ	乾燥いちじく	アフラトキシン(2)	2
イラン	乾燥いちじく	アフラトキシン	2
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	
ネパール	とうもろこし粉	アフラトキシン	2
	ミックススパイス	アフラトキシン	
ミャンマー	ごまの種子	アフラトキシン(2)	2
エクアドル	キャッサバ	シアン化合物	2
	落花生	アフラトキシン	
フィリピン	生食用冷凍鮮魚介類	サルモネラ属菌(2)	2
ベトナム	キャッサバ	シアン化合物	2
	ミックスマツ	アフラトキシン	
アルゼンチン	チアシード	アフラトキシン	1
スイス	乾燥いちじく	アフラトキシン	1
台湾	菓子類	アフラトキシン	1
ニュージーランド	種実類の調整品	シアン化合物	1
ブラジル	ブラジルナッツ	アフラトキシン	1
モルドバ	亜麻の種子	シアン化合物	1
モロッコ	種実類の調整品	アフラトキシン	1
ヨルダン川西岸及びガザ	アーモンド油	アフラトキシン	1
ラオス	ハトムギ	アフラトキシン	1
総計		(延数) ^{※1} (実数) ^{※2}	187 187

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-③ 指定外添加物の使用及び食品添加物の使用基準に係る違反状況
(平成 30 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		指定外添加物	使用基準	
フランス	調味料		二酸化硫黄(4)	13
	チョコレート類	アゾルビン、キノリンイエロー		
	菓子類	アズールブルー-VX、アゾルビン、パテントブルー-V		
	キャビア	ホウ酸		
	香辛料		三酸化鉄	
	乾燥野菜		二酸化硫黄	
	キャンディー類		銅クロロフィル	
タイ	果実加工品		二酸化硫黄(4)	12
	清涼飲料水	カルミン	二酸化硫黄(3)	
	発酵茶		食用黄色5号	
	半発酵茶		食用黄色5号	
	果実酒	アゾルビン		
	調味料		サッカリンナトリウム	
中国	健康食品	サイクラミン酸(3)		12
	漬け物(野菜)		サッカリンナトリウム、スクラロース(2)	
	野菜加工品	TBHQ		
	調味料	TBHQ		
	果実加工品	サイクラミン酸		
	海藻加工品		二酸化硫黄	
	水煮(野菜)		二酸化硫黄	
	プロポリス加工品	サイクラミン酸		
イタリア	いったカフェインレス コーヒー豆		酢酸エチル(4)	11
	チョコレート類		三酸化鉄(4)	
	調味料		二酸化硫黄	
	果実加工品		二酸化硫黄	
	糖類		ソルビン酸	

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		指定外添加物	使用基準	
米国	チョコレート類	アミド化ペクチン(2)	二酸化硫黄(2)	9
	豚肉		亜硝酸ナトリウム(2)	
	穀類加工品		BHT	
	冷凍食品(パン生地)		プロピオン酸	
	清涼飲料水	サイクラミン酸		
インド	ビスケット類	TBHQ(4)		9
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	TBHQ(2)		
	野菜加工品		安息香酸	
	菓子類	TBHQ		
	冷凍食品(えび)		二酸化硫黄	
台湾	その他の食品		ステアロイル乳酸ナトリウム(2)	8
	果実加工品		スクラロース、ソルビン酸	
	糖類		アセスルファミウム(2)	
	菓子類		ソルビン酸	
	清涼飲料水		ソルビン酸カリウム	
カナダ	豚肉		アナトー色素(2)、食用黄色5号(2)、食用赤色40号(2)	6
スペイン	清涼飲料水		硫酸亜鉛(2)	4
	水煮(かに)		二酸化硫黄	
	リキュール類		二酸化硫黄	
トルコ	果実加工品		二酸化硫黄(3)	4
	ひまわり油	TBHQ		
韓国	冷凍食品(魚類)		ポリソルベート(2)	4
	清涼飲料水		二酸化硫黄	
	粉末清涼飲料		ステアロイル乳酸ナトリウム	
オーストラリア	チョコレート類	キノリンイエロー(2)、アゾルビン		3
ブラジル	菓子類		硫酸亜鉛(3)	3
ベトナム	調味料		安息香酸、ソルビン酸	3
	チョコレート類	サイクラミン酸		
メキシコ	調味料		エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム(3)	3

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		指定外添加物	使用基準	
英国	調味料		ソルビン酸カリウム	2
	ゆでがに		二酸化硫黄	
アルゼンチン	レモン		イマザリル	1
ウクライナ	菓子類		ソルビン酸	1
ウズベキスタン	乾燥果実		二酸化硫黄	1
チリ	レモン		イマザリル	1
ニュージーランド	健康食品		三二酸化鉄	1
パキスタン	菓子類	キノリンイエロー		1
ロシア連邦	菓子類	パテントブルーV		1
南アフリカ共和国	グレープフルーツ		イマザリル	1
総計	(延数) ^{※1}	32	82	114
	(実数) ^{※2}	30	78	108

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-④ 残留農薬に係る規格違反状況(平成 30 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)	
中国	あさり		プロメトリン(7)	42
	たまねぎ	チアトキサム(7)		
	しょうが		チアトキサム(4)	
	にんにくの茎		プロシメトリン(4)	
	ブロッコリー	メラクロール	ハロキシホッフ、プロシメトリン(2)	
	さといも	クロルピリホス(2)		
	しそ	アトラジン、チアクロプリド		
	とうがらし(香辛料)		クロルプロファム(IPC) (2)	
	にんじん	キントゼン、チアトキサム		
	えだまめ		ハロキシホッフ	
	おくら		ハロキシホッフ	
	菊の花	クロルピリホス		
	そば		ハロキシホッフ	
	菜の花		ハロキシホッフ	
	パセリ		クロルフェナピル	
	ピーマン		プロフェノホス	
未成熟さやえんどう		ジニコナゾール		
ガーナ	カカオ豆	クロルピリホス(4)	2,4-D(8)、フェンハレレート(3)	15
ベトナム	オオバコエンドロ	クロルピリホス(4)、シペルメトリン(2)	プロフェノホス(2)、ヘキサコナゾール(2)、テフコナゾール、ピリダベン、フェンコナゾール	15
	ドラゴンフルーツ		メタラキシル及びメフェノキサム	
	ふくろたけ	クロルピリホス		
フィリピン	バナナ	フィプロニル(13)		13
エクアドル	カカオ豆		2,4-D(9)	10
	アメリカサトイモ	イマザリル		
ベネズエラ	カカオ豆	シペルメトリン(2)	2,4-D(5)	7
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド(6)		6
タイ	きのこ	クロルピリホス(2)		4
	オオバコエンドロ	クロルピリホス		
	きだちとうがらし		プロピコナゾール	
インド	コリアンダー(香辛料)		トリアゾホス	3
	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス	
	フェネル(香辛料)		トリアゾホス	
米国	ラズベリー		エトキサゾール	2
	レンズ豆	2,4-D		
ケニア	コーヒー豆		2,4-D(2)	2

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}	
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)		
ペルー	キノア	メタミドホス		2	
	とうもろこし	メタミドホス			
エチオピア	ごまの種子		ベンダイオカルブ	1	
オーストラリア	そら豆		フルキンコナゾール	1	
コートジボワール	カカオ豆		2,4-D	1	
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス		1	
スーダン	ごまの種子	2,4-D		1	
スペイン	米	テブコナゾール		1	
チリ	ぶどう		プロフェノホス	1	
パラグアイ	ごまの種子		カルハリル	1	
ブラジル	いんげん豆	ハロキシホップ		1	
メキシコ	とうがらし(香辛料)		プロピコナゾール	1	
総計				(延数) ^{※1}	131
				(実数) ^{※2}	121

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-⑤ 腐敗、変敗(異臭やカビの発生)に係る違反状況(平成 30 年度)

生産国	品目分類	件数
米国	小麦(8)	15
	米(4)	
	大麦(2)	
	大豆	
タイ	米(10)	10
オーストラリア	米(5)	6
	小麦	
カナダ	小麦(4)	6
	大豆	
	菜種	
エチオピア	コーヒー豆(2)	3
	ごまの種子	
中国	くりの調整品	2
	そば	
英国	穀類の調整品	1
タンザニア	コーヒー豆	1
ホンジュラス	コーヒー豆	1
総計		45

表 8-⑥ 残留動物用医薬品に係る違反状況(平成 30 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数 ^{※1}
		基準値超過	含有してはならない	検出されるものであってはならない	
ベトナム	えび		エンロフロキサシン(10)、スルファジアジン(2)	フラゾリドン(AOZとして)(2)	17
	かわはぎ			クロラムフェニコール(3)	
インド	えび			フラゾリドン(AOZとして)(5)	5
米国	グレープフルーツ	ストレプトマイシン			1
台湾	蜂の子加工品		オキシテトラサイクリン		1
中国	すっぽん		エンロフロキサシン		1
ロシア	はちみつ加工品			クロラムフェニコール	1
総計				(延数) ^{※1}	26
				(実数) ^{※2}	26

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8 - ⑦ 器具及び容器包装に係る規格違反状況（平成 30 年度）

生産国	材質分類	違反内容	件数※
中国	合成樹脂	蒸発残留物(11)、ホルムアルデヒド(4)、鉛(2)、ビスフェノール A(2)、カドミウム、着色料	26
	ホウロウ引き	カドミウム(4)	
	ガラス	鉛	
韓国	合成樹脂	蒸発残留物(2)、カプロラクタム、鉛	6
	ゴム	亜鉛	
	紙	着色料	
フランス	陶磁器	鉛(5)	5
台湾	磁器	鉛(3)	3
スロベニア	ゴム	亜鉛	1
タイ	金属	アンチモン	1
総 計		(延数)※1	42
		(実数)※2	36

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-⑧ その他の違反状況(平成 30 年度)

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}
米国	ミネラルウォーター	成分規格(5)	10
	冷凍食品	保存基準(4)	
	食品添加物	成分規格	
中国	食品添加物	成分規格(9)	9
フランス	食品添加物	成分規格(3)	7
	牛内臓	衛生証明書の不添付(2)	
	乾燥食肉製品	成分規格	
	冷凍食品	保存基準	
ドイツ	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	殺菌条件(3)	6
	食品添加物	成分規格(3)	
イタリア	乾燥食肉製品	成分規格(2)	5
	ミネラルウォーター	成分規格(3)	
香港	魚(はた類)	シガテラ毒魚の混入(3)	3
スイス	食品添加物	成分規格(2)	2
タイ	果実調整品	安全性審査の手続きを経していない遺伝子組み換え食品の検出	2
	清涼飲料水	製造基準	
オーストリア	牛腱	衛生証明書の不添付	1
スペイン	食品添加物	成分規格	1
台湾	おもちゃ	規格	1
トルコ	ミネラルウォーター	成分規格	1
ノルウェー	ミネラルウォーター	成分規格	1
フィリピン	食品添加物	成分規格	1
ブラジル	鶏肉	衛生証明書の不備	1
ベトナム	冷凍食品	安全性審査の手続きを経していない遺伝子組み換え食品の検出	1
ルーマニア	ミネラルウォーター	成分規格	1
総計		(延数) ^{※1}	53
		(実数) ^{※2}	52

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 9 海外情報に基づき行った主な監視強化(平成 30 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
5月	フランス	ナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 026 汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 026 を原因とする健康被害が発生し、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
7月	カナダ	小麦 (安全性未審査の遺伝子組み換え小麦混入のおそれ)	カナダにおいて、安全性未審査である遺伝子組換え小麦が発見されたとの情報を受け、対象食品が輸入届出された場合には、モニタリング検査を行う措置を講じた。

表 10 主な二国間協議及び現地調査(平成 30 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス)	平成29年1月から協議開始。リステリア・モノサイトゲネスに係る衛生管理について、フランス政府から報告がなされたことから、平成31年1月に一部の製造者において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについて、検査命令を解除した。	—
フィリピン産バナナ (フィプロニル)	平成30年11月、検査命令の対象となったことから協議開始。フィリピン政府における残留農薬に係る管理状況の確認ため、平成30年12月に現地調査を実施した。協議継続中。	平成 30 年 12 月
英国産牛肉 (BSE)	平成30年7月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において輸出プログラムが遵守されていることを確認し、平成31年1月に輸入を解禁した。	平成 30 年 7 月
スペイン産牛肉 (BSE)	スペイン政府と協議を行い、平成30年12月に現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	平成 30 年 12 月
米国産牛肉 (BSE)	平成31年2月に現地調査を実施し、輸入時に係る月齢制限を撤廃するにあたり、対日輸出認定施設において分別管理が徹底されていることを確認した。	平成 31 年 2 月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成31年2月に現地調査を実施し、輸入時に係る月齢制限を撤廃するにあたり、対日輸出認定施設において分別管理が徹底されていることを確認した。	平成 31 年 2 月
アイルランド産牛肉 (BSE)	平成31年3月に現地調査を実施し、輸入時に係る月齢制限を撤廃するにあたり、対日輸出認定施設において分別管理が徹底されていることを確認した。	平成 31 年 3 月

表 11 輸出国事前調査(平成 30 年度)

オーストラリア	
調査対象	オーストラリアにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基準(Food Standards Code) ・輸入食品管理法 1992(Imported Food Control Act 1992) ・輸出管理法 1982(Export Control Act 1982) ・農薬・動物用医薬品管理法(Agricultural and Veterinary Chemicals (Administration) Act 1992)
概要	<p>オーストラリアにおける食品衛生規制について、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局等の担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、アスパラガス農場及び包装施設、テーブルグレープ及びびかんきつの包装施設、アーモンド農場及び加工施設、並びに穀物農場及び集積施設の管理状況等について現地調査を実施した。</p>
オランダ	
調査対象	オランダにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食品法総合原則(Regulation (EC) No. 178/2002) ・一般食品衛生規則(Regulation (EC) No. 852/2004) ・動物起源食品特別衛生規則(Regulation (EC) No. 853/2004) ・微生物学的基準(Regulation (EC) No. 2073/2005) ・公的統制規則(Regulation (EC) No. 882/2004) ・動物起源食品公的統制規則(Regulation (EC) No. 854/2004) ・非動物起源食品公的統制規則(Regulation (EC) No. 669/2009) ・食品及び飼料中の農薬の残留基準(Regulation (EC) No. 396/2005)
概要	<p>オランダにおける食品衛生規制について、オランダ政府食品消費者製品安全庁及び乳製品管理局担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品事業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、パプリカ農場、乳製品製造施設、ビスケット製造施設及びヘモグロビンパウダー加工施設の管理状況等や検査機関について現地調査を実施した。</p>
トルコ	
調査対象	トルコにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・動物検疫・植物防疫・食品・飼料法第 5996 号(5996 Law on Veterinary Services Plant Health Food and Feed(2010.6.13-27610)) ・食品衛生規則(Regulation on Food Hygiene(2011.12.27-28155)) ・食品・飼料の公的管理に関する規則(Regulation Regarding Official Controls of Food and Feed(2011.12.17-28145)) ・動物性食品の特別衛生規則(Regulation of Special Hygiene Rules for Animal Foods(2011.12.27-28155))

<p>概要</p>	<p>トルコにおける食品衛生規制について、トルコ政府農林省担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、乳製品製造施設、乾燥果実製造施設及びスパイス製造施設の管理状況等や検査機関について現地調査を実施した。</p>
<p>南アフリカ</p>	
<p>調査対象</p>	<p>南アフリカにおける対日輸出食品の制度調査</p>
<p>関係法令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物基準法(APS法)(Agricultural Product Standards Act No,119 of 1990) ・食品、化粧品、殺菌剤法(Foodstuffs, Cosmetics And Disinfectant Act No,54 of 1972) ・肥料、農場飼料、農薬及び動物医薬品法(Fertilizers, Farm Feeds, Agricultural Remedies and Stock Remedies Act No,36 of 1947) ・基準法(Standards Act No,29 of 1993)
<p>概要</p>	<p>南アフリカにおける食品衛生規制について、南アフリカ政府農林水産省等の担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品事業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、オレンジ農場及びオレンジ包装施設並びに落花生加工施設の管理状況等や検査機関について現地調査を実施した。</p>

表 12 輸入前指導(輸入相談)実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
輸入相談実施件数	11,826	13,086	12,352	12,111	11,508
品目別輸入相談件数	24,360	24,377	24,180	23,516	20,736
品目別違反該当件数	257	364	410	460	384 ^{※1}

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

※1 延べ件数(検査項目別の件数)は 509 件

表 13 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(平成 30 年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	2(延数) 2(実数)	0.4	ビターアーモンドからのシアン化合物の検出
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	2(延数) 2(実数)	0.4	衛生証明書の受入不可
第10条 (添加物等の販売等の制限)	225(延数) 165(実数)	44.2	カルボキシメチルセルロース、TBHQ、アゾルビン、酸化亜鉛、ヨウ素化塩、アミド化ペクチン、クエン酸マグネシウム、DL-フェニルアラニン、オルニチン α -ケトグルタル酸、カルミン、グルコン酸マンガン、クロスカルメロースナトリウム、リンゴ酸マグネシウム、フマル酸第一鉄、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、硫酸マンガン、エチルセルロース、グリチルリチン酸三ナトリウム、クロスカルメロース、ケイ酸アルミニウムカリウム、ポリエチレングリコール、モリブデン酸ナトリウム、塩化クロム、酸性リン酸ナトリウムアルミニウム等
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	280(延数) 242(実数)	55.0	清涼飲料水の製造基準不適合(殺菌不足)、調味料への安息香酸ナトリウムの対象外使用、清涼飲料水へのソルビン酸カリウムの対象外使用、菓子類へのスクラロースの過量使用等
総計	509(延数) ^{※1} 384(実数) ^{※2}		

※1 項目別の件数

※2 法の違反となる相談の品目件数

表 14 輸入相談における違反状況(平成 30 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数*
米国	健康食品	○指定外添加物(オルニチン α-ケトグルタル酸(5)、DL-フェニルアラニン(5)、リンゴ酸マグネシウム(5)、クロスカルメロース(3)、ポリエチレングリコール(3)、エチルセルロース(2)、クロスカルメロースナトリウム(2)、クロスビドン(2)、ヒアルロン酸ナトリウム(2)、アセチル-L-カルニチン、重酒石酸コリン、トコフェルソラン、ピリドキサルリン酸、メチルコバラミン、リボフラビン 5'-リン酸、4-アミノ安息香酸)の使用 ○添加物(ステアリン酸マグネシウム(3)、安息香酸ナトリウム(2)、銅クロロフィリンナトリウム(2)、アセトン、ヘキサシ、ビオチン)の対象外使用 ○添加物(スクラロース(2)、微粒二酸化ケイ素、プロピレングリコール)の過量使用	50
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(クエン酸クロム(2)、亜鉛メチオニン、L-アルギニン塩酸塩、L-カルニチン L-酒石酸塩、クエン酸二水素コリン、クエン酸マグネシウム、グリシン酸銅、重酒石酸コリン)の使用	9
	清涼飲料水	○添加物(エステルガム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用 ○製造基準(殺菌、除菌)不適合	3
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム)の対象外使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム)の過量使用	3
	アイスクリーム類	○製造基準(殺菌温度・時間)不適合	1
	菓子類ミックス	○指定外添加物(リン酸アルミニウムナトリウム)の使用	1
	果実	○添加物(流動パラフィン)の対象外使用	1
	原料用果汁	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	食品添加物	○指定外添加物(1,3-プロパンジオール)	1
	食肉	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1
	野菜	○添加物(流動パラフィン)の対象外使用	1
中国	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(5)、安息香酸ナトリウム、ナイシン)の対象外使用 ○指定外添加物(サイクラミン酸塩)の使用 ○製造基準(放射線照射)不適合	9
	菓子類	○指定外添加物(TBHQ(3))の使用 ○添加物(スクラロース(3))の過量使用 ○添加物(サッカリンナトリウム(2))の過量残存 ○製造基準(放射線照射)不適合	9
	アルコール飲料	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	6
	種実加工品	○指定外添加物(サイクラミン酸(5))の使用 ○添加物(エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム)の対象外使用	6
	健康食品	○指定外添加物(クロスカルメロースナトリウム、ピコリン酸亜鉛)の使用 ○添加物(流動パラフィン)の対象外使用 ○添加物(カルボキシメチルセルロースナトリウム、乳酸カルシウム)の過量使用	5
豆類加工品	○指定外添加物(TBHQ)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用 ○製造基準(放射線照射(2))不適合	5	

生産国	品目	違反該当内容	件数*
中国	食品添加物	○指定外添加物(D-プロリン、β-ニコチンアミドモノヌクレオチド(2))	3
	水産加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム、ナイシン)の対象外使用	2
	乳飲料	○保存基準(保存温度(2))不適合	2
	果実加工品	○添加物(安息香酸)の対象外使用	1
	穀類加工品	○製造基準(放射線照射)不適合	1
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌時間)不適合	1
	農産加工品	○添加物(デヒドロ酢酸ナトリウム)の対象外使用	1
	野菜加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	○製造基準(保存料の使用)不適合	1
	その他の食品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
韓国	健康食品	○指定外添加物(酸化亜鉛(4)、フマル酸第一鉄(4)、硫酸マンガン(3))の使用 ○添加物(硫酸亜鉛(3)トコフェロール酢酸エステル(3))の対象外使用	17
	清涼飲料水	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(3))の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム(2)、硫酸亜鉛(3))の対象外使用 ○製造基準(殺菌温度(2))不適合 ○保存基準(保存温度(2))不適合	12
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(酸化亜鉛)の使用	2
	乳製品	○指定外添加物(アミド化ペクチン)の使用 ○保存基準(保存温度)不適合	2
	調味料	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	1
フランス	粉末清涼飲料	○指定外添加物(グルコン酸マンガン(3)、塩化クロム(2)、クエン酸マグネシウム(2)、モリブデン酸ナトリウム(2))の使用 ○添加物(亜セレン酸ナトリウム(2))の対象外使用	11
	健康食品	○指定外添加物(クエン酸マグネシウム(2)、塩化クロム、グルコン酸マンガン、モリブデン酸ナトリウム)の使用 ○添加物(亜セレン酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	7
	チョコレート	○添加物(三酸化鉄(3))の対象外使用 ○指定外添加物(ケイ酸アルミニウムカリウム)の使用	4
	アルコール飲料	○指定外添加物(L-リンゴ酸(2)、カルボキシメチルセルロース)の使用	3
	菓子類	○指定外添加物(酒石酸ナトリウムカリウム)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用 ○添加物(プロピレングリコール)の過量使用	3
	食品添加物	○指定外添加物(アゾルビン、ソルビン酸ナトリウム、プリリアントブラック)の使用	3
	加熱食肉製品	○製造基準(殺菌温度)不適合	1
	穀類加工品	○添加物(二酸化ケイ素)の対象外使用	1

生産国	品目	違反該当内容	件数*
ドイツ	清涼飲料水	○指定外添加物(アセチル-L-カルニチン(2)、β-アラニン、β-L-アラニン)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム(3)の対象外使用 ○添加物(ポリソルベート 80(2))の過量使用	9
	健康食品	○指定外添加物(酸化亜鉛(2)、ヨウ化カリウム、硫酸マンガン)の使用 ○添加物(亜セレン酸ナトリウム、硫酸銅)の対象外使用 ○添加物(グルコン酸亜鉛)の過量使用	7
	菓子類	○指定外添加物(アゾルピン、カルミン、キノリンイエロー、パテントブルーV、ブリリアントブラック PN)の使用	5
	チョコレート	○指定外添加物(アゾルピン(5))の使用	5
	茶の代用品	○指定外添加物(ケイ酸アルミニウムカリウム(2))の使用 ○添加物(三二酸化鉄(2))の対象外使用	4
	食品添加物	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	1
タイ	アイスクリーム類	○添加物(ソルビン酸カリウム(8))の対象外使用 ○指定外添加物(TBHQ(2)、カルボキシメチルセルロース(2))の使用	12
	菓子類	○添加物(BHA(2)、BHT(2)、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム)の対象外使用	5
	海藻加工品	○添加物(食用黄色4号、食用青色1号)の対象外使用	2
	健康食品	○指定外添加物(クロスカルメロースナトリウム、ラウリル硫酸ナトリウム)の使用	2
	清涼飲料水	○添加物(ポリソルベート 60)の過量使用 ○製造基準(殺菌時間)不適合	2
	えび	○成分規格(ノルフロキサシン)不適合	1
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	農産加工品	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1
	氷菓	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	1
イタリア	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム(3)、安息香酸ナトリウム)の対象外使用 ○指定外添加物(パテントブルーV)の使用	5
	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(3)の対象外使用 ○指定外添加物(アミド化ペクチン)の使用	4
	清涼飲料水	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース、フマル酸鉄)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用 ○製造基準(殺菌温度・時間)不適合	4
	種実	○有毒有害物質(シアン化合物(2))の含有 ○添加物(銅クロロフィル)の対象外使用	3
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(クエン酸マグネシウム(2)、クエン酸三マグネシウム)の使用	3
	食品添加物	○指定外添加物(アゾルピン、イソブタン)の使用	2
	乳製品	○添加物(オルトフェニルフェノール)の対象外使用	1
	アルコール飲料	○指定外添加物(塩酸キニーネ)の使用	1

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
イタリア	加熱食肉製品	○製造基準(殺菌温度・時間)不適合	1	
	種実加工品	○添加物(銅クロロフィリンナトリウム)の対象外使用	1	
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
ベトナム	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(9)、安息香酸ナトリウム(5)、銅クロロフィル)の対象外使用	15	26
	スープ類	○添加物(安息香酸ナトリウム(2))の対象外使用 ○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	3	
	菓子類	○添加物(BHA、BHT)の対象外使用	2	
	即席麺	○指定外添加物(L-システイン(2))の使用	2	
	アルコール飲料	○指定外添加物(二炭酸ジメチル)の使用	1	
	塩類	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
	健康食品	○指定外添加物(グルコン酸マンガン)の使用	1	
	水産加工品	○指定外添加物(ピロリン酸三ナトリウム)の使用	1	
台湾	菓子類	○指定外添加物(TBHQ(4))の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム、プロピオン酸ナトリウム)の対象外使用	6	23
	農産加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用	4	
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸ブチル)の対象外使用 ○指定外添加物(グリチルリチン酸三ナトリウム)の使用	3	
	シロップ	○添加物(アセスルファムカリウム)の過量使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	
	果実加工品	○添加物(アセスルファムカリウム)の過量使用	1	
	魚介類卵加工品	○指定外添加物(グリチルリチン酸三ナトリウム)の使用	1	
	健康食品	○添加物(D-マンニトール)の対象外使用	1	
	米	○成分規格(カドミウム)不適合	1	
	水産加工品	○指定外添加物(グリチルリチン酸三ナトリウム)の使用	1	
	その他の食品	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	
	乳製品	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	
	野菜加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	
ベルギー	穀類加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム(8)、ソルビン酸カリウム(7))の対象外使用 ○指定外添加物(硫酸アルミニウムナトリウム)の使用	16	22
	清涼飲料水	○指定外添加物(クエン酸マグネシウム)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用 ○製造基準(殺菌、除菌)不適合	3	
	食品添加物	○成分規格(ナイシン)不適合	1	
	シロップ	○添加物(ポリソルベート 80)の過量使用	1	
	チョコレート	○指定外添加物(カルミン)の使用	1	

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
マレーシア	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(14))の対象外使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム(2))の過量使用 ○指定外添加物(アゾルビン)の使用	17	21
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(2))の対象外使用	2	
	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	粉末清涼飲料	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	
英国	食品添加物	○製造基準(過酢酸製剤(7))不適合	7	18
	アルコール飲料	○指定外添加物(アゾルビン(2))の使用	2	
	菓子類	○添加物(フェロシアン化ナトリウム(2))の過量使用	2	
	健康食品	○指定外添加物(シトルリンマレート、β-アラニン)の使用	2	
	食肉製品	○衛生証明書の受入れ不可	2	
	チョコレート	○添加物(三二酸化鉄(2))の対象外使用	2	
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
インド	健康食品	○添加物(タルク)の過量残存 ○指定外添加物(クロム、酒石酸カリウム、パラオキシ安息香酸メチル、フマル酸鉄、モリブデン)の使用 ○添加物(亜セレン酸ナトリウム、安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸プロピル、三二酸化鉄、硫酸亜鉛、硫酸銅)の対象外使用	12	17
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用 ○製造基準(殺菌時間)不適合	3	
	漬け物野菜	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(ピコリン酸クロム)の使用	1	
オーストラリア	菓子類ミックス	○指定外添加物(酸性リン酸ナトリウムアルミニウム(3))の使用	3	10
	健康食品	○指定外添加物(エチルセルロース、クロスカルメロースナトリウム)の使用 ○製造基準(初乳の使用)不適合	3	
	アルコール飲料	○添加物(硫酸銅(2))の対象外使用	2	
	乾燥食肉製品	○製造基準(乾燥温度)不適合	1	
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
メキシコ	穀類加工品	○指定外添加物(酸化亜鉛(3)、カルボキシメチルセルロース(2))の使用 ○添加物(安息香酸)の対象外使用	6	10
	調味料	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(2))の使用	2	
	野菜加工品	○添加物(二酸化塩素(2))の対象外使用	2	
ミャンマー	穀類加工品	○添加物(プロピオン酸カルシウム(9))の対象外使用	9	9
ニュージーランド	菓子類	○添加物(プロピオン酸カルシウム)の過量使用 ○指定外添加物(酸性リン酸アルミニウムナトリウム(4)、アゾルビン、ブラウン HT、銅クロロフィリン錯体)の使用	8	8

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
フィリピン	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素化塩(5))の使用	5	8
	穀類加工品	○指定外添加物(ヨウ素化塩(2))の使用	2	
	チョコレート	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
ロシア連邦	果実加工品	○指定外添加物(アミド化ペクチン(4)、カルミン(2))の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	7	8
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌、除菌)不適合	1	
インドネシア	即席麺	○指定外添加物(TBHQ(4))の使用	4	6
	調味料	○指定外添加物(TBHQ(2))の使用	2	
フィンランド	アルコール飲料	○添加物(ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用	4	6
	健康食品	○指定外添加物(クエン酸亜鉛)の使用	1	
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	
ポルトガル	アルコール飲料	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(2))の使用	2	6
	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2	
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌、除菌)不適合	1	
	調味料	○添加物(エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム)の対象外使用	1	
スペイン	清涼飲料水	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	5
	非加熱食肉製品	○製造基準(塩漬方法)不適合	2	
	アルコール飲料	○指定外添加物(メタ酒石酸)の使用	1	
ポーランド	果実加工品	○指定外添加物(アミド化ペクチン(3))の使用	3	5
	健康食品	○添加物(脂肪酸類(ステアリン酸))の対象外使用	1	
	その他の酪農製品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
シンガポール	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2	3
	種実加工品	○指定外添加物(ジクロロメタン)の使用	1	
ブラジル	清涼飲料水	○製造基準(殺菌時間(3))不適合	3	3
アイルランド	菓子類	○指定外添加物(カルミン、銅クロロフィリン)の使用	2	2
オランダ	アルコール飲料	○指定外添加物(アゾルビン)の使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	2	2
カナダ	健康食品	○添加物(リン酸一水素カルシウム)の過量使用	1	2
	食品添加物	○指定外添加物(パラオキシ安息香酸メチル)の使用	1	
ドミニカ	種実加工品	○指定外添加物(2-ジメチルアミノエタノール、グリセロホスホコリン)の使用	2	2
イスラエル	粉末清涼飲料	○添加物(二酸化ケイ素)の対象外使用	1	1

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
ウズベキスタン	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の過量使用	1	1
スイス	チョコレート	○指定外添加物(キノリンイエロー)の使用	1	1
スウェーデン	菓子類	○添加物(銅クロロフィル)の対象外使用	1	1
チリ	果実加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	1
トルコ	穀類加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	1
ブルガリア	菓子類	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	1
不明	健康食品	○指定外添加物(パルミチン酸モノエタノールアミド)の使用	1	3
	豆類加工品	○添加物(塩酸)の使用基準(中和又は除去)不適合	1	
	野菜加工品	○添加物(亜塩素酸ナトリウム)の対象外使用	1	

※件数は、違反延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 30 年度)

生産国	品目	違反内容	件数
タイ	スイートチリソース	サイクラミン酸	2
	チリンオイル	TBHQ	
中国	しょうが	チアメキサム	2
	ブロッコリー	プロシミドン	
フィリピン	バナナ	ピフェントリン	1
総計			5

(参考) 主な用語説明

用語	説明
亜硝酸ナトリウム	添加物(発色剤)
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アナトー色素	添加物(着色料)
アトラジン	農薬(トリアジノン系除草剤)
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
遺伝子組換え	他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
エステルガム	添加物(チューインガム基礎剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトキサゾール	農薬(オキサゾリン系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
黄色ブドウ球菌	病原微生物(人や動物に常在する菌で、主に穀類とその加工品を汚染し、毒素(エンテロトキシン)を生成し、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢を引き起こす)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
過酢酸製剤	添加物(殺菌剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
キントゼン	農薬(有機塩素系殺菌剤)
クドア・セプトエンピクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺虫剤)
クロルプロファム	農薬(カーバメート系除草剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)

用語	説明
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
食用黄色 4 号、5 号	添加物(着色料)
食用赤色 40 号	添加物(着色料)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
ストレプトマイシン	農薬(アミドグリコシド系殺菌剤)
スルファジアジン	動物用医薬品(合成抗菌(サルファ)剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
チアクロプロリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌 026、0103、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化塩素	添加物(小麦粉処理剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
ハロキシホップ	農薬(ヘテロサイクリック系除草剤)
ピリダベン	農薬(ピリダジノン骨格を有する殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物は AOZ

用語	説明
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピオン酸	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ベンダイオカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メキシフェンジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
メラクロール	農薬(アニリド系殺菌剤)
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
硫酸亜鉛	添加物(強化剤)
流動パラフィン	添加物(製造用剤)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHT(ジブチルヒドロキソトルエン)	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病